

## 議案第 36 号

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 37 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 29 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、同法の別表第 2 が廃止されその内容が主務省令で定められることに伴い、新たに特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報が定義されることを踏まえて、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定による<u>特定個人情報又は利用特定個人情報</u>の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定による<u>特定個人情報の利用</u>ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情</p>

により当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による利用特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

## 付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。